

障がい児福祉手当について

内 容

日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳未満の重度障がい児に支給されます。

※手当受給者が各種福祉施設に入所している場合は手当の支給ができない場合があります。

障がい程度

障がい児福祉手当に該当するおおよその障がい程度は次のとおりです。

- (1) 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの。または、両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したため、令別表第 1 第 1 号と同程度以上と認められる程度のもの。
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声が識別できない程度のもの。
- (3) 両上肢の著しい障がいあるいは両下肢の用を廃したものの。または、体幹機能障がいであることができないもの。
- (4) 内部障がい等に重度の障がいがあるもの。
- (5) 知能指数がおおむね 20 以下のもの。または、発達障がいのため常時の介助又は援助を必要とするもの。

支 給 額

月額 15,690 円の手当を 2・5・8・11 月に前月 3 ヶ月分をまとめて支給します。

必要なもの

- ・ 障害児福祉手当認定請求書
- ・ 障害児福祉手当所得状況届
- ・ 障害児福祉手当認定診断書
- ・ 同意書
- ・ マイナンバーに係る確認書類（児童本人及び扶養義務者のもの）
- ・ 預金通帳（児童名義のもの）
- ・ 身体障がい者手帳（持っている方のみ）

その他

- ・ 提出された診断書により審査を行います。基準に該当しないときは、却下となります。
- ・ 手当受給者本人及び扶養義務者等の所得が限度額以上の場合は、支給停止となります。
- ・ 手当の支給は、申請月の翌月分から対象となります。
- ・ 支給の前月までに、状況届の提出をお願いします。
- ・ 毎年 8 月～9 月に現況届出が必要となります。

窓 口

宮崎市役所 障がい福祉課 医療福祉係 Tel0985-21-1772（課直通）fax21-1776

佐土原・高岡・田野・清武総合支所 地域市民福祉課

障がい児福祉手当を受給されている方の届出義務について

手当の受給者には次のような届出義務があります。該当する事由が生じた時は、速やかに市障がい福祉課又は各総合支所地域市民福祉課に届出を行い、必要な手続きを行ってください。届出を怠り、手当を受給し続けると、過払い分を返還していただくことになります。

1. 資格喪失届

次のような場合には届出が必要です。

- ①対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
- ②対象児童が死亡したとき
- ③対象児童が各種福祉施設に入所したとき

これは、入所期間（1週間程度でも）に関係なく資格喪失となります。

- ④対象児童が政令で定められた障がい基礎年金等を受けとるようになったとき

2. 対象児童の障がい程度の再判定について

対象児童の障がいの程度に応じて、障がい程度の再判定のために診断書を提出する必要があります。

再判定が必要な方は、認定通知文書に再診断が必要であることと、その年月が記載されています。市からも該当月の1ヶ月前に再診断の案内をします。なお、期限内に提出がない場合は、その理由が正当と認められない限り、手当が支給されない場合がありますのでご注意ください。

3. 現況届等について

現況届は、毎年8月12日から9月11日までに、市障がい福祉課又は各総合支所地域市民福祉課に必ず提出してください。なお、支給停止者または所得が限度額を超過する場合であっても提出する必要があります。提出が遅れた場合、手当が支給されない場合がありますのでご注意ください。

また、資格要件の確認ため、状況届についても、各支給月の前月までに、提出してください。

4. その他の届出

次のような場合には、速やかに届け出てください。

- ①宮崎市外へ住所を移されるとき

転入先の市町村において手続きをとっていただければ、引き続き手当を受けることができます。

- ②資格喪失となる事由が生じたとき
- ③支払金融機関振込口座を変更するとき

<手当に関するお問い合わせ先>

宮崎市役所 障がい福祉課

TEL : 0985-21-1772 (課直通)

FAX : 0985-21-1776